諮問庁:日本年金機構

諮問日:平成29年7月10日(平成29年(独情)諮問第39号) 答申日:平成29年9月21日(平成29年度(独情)答申第30号)

事件名:「特定年金事務所における窓口相談の担当者配置方法。その経費」の

不開示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「特定年金事務所における窓口相談の担当者配置方法。その経費。」 (以下「本件対象文書」という。)の開示請求につき、開示請求に形式上 の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月5日付け年機構発第2号により日本年金機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、審査請求人の開示請求の手数料納付にかかわる振替手数料等がかからない方法を求める。

## 2 審査請求の理由

#### (1) 審査請求書

原処分の不開示とした理由は、「開示請求手数料について2回にわたり納付の依頼(補正依頼)を行ったが、補正期限まで納付がなされなかったことから、開示請求に形式的な不備があるとし、~」とある。

請求人は開示請求を提出時に、現金で納付の意思を示したが、現金は 受領できないと拒否された。後日、納付手数料のかからない納付書を発 行するよう求めたが、それも出来ず納付ができないものである。開示手 数料を納付するため、口座振替により、振替手数料を請求人に負担させ ることで開示請求そのものができないのは、情報公開制度そのものを否 定するものである。

「開示請求に形式な不備があるとし」とあるが、「不備」は処分した 側にある。

よって、原処分は不当であり、開示請求の手数料納付にかかわる振替 手数料等がかからない方法を求める。

## (2) 意見書

ア 理由説明書(下記第3)2の中の諮問庁としての見解では「~細則

10条3項において、手数料は機構が指定した銀行口座への振込による納付により機構に納付しなければならないとされている」とある。

イ 審査請求人は審査請求書にも述べたとおり、「現金で納付の意思を示したが、現金は受領できないと拒否された。後日、納付手数料のかからない納付書を発行するよう求めたが、それも出来ず納付ができないものである。開示手数料を納付するため、口座振替により、振替手数料を請求人に負担させる事で開示請求そのものが、できないのは、情報公開制度そのものを否定するものである。「開示請求に形式な不備があるとし」とあるが、「不備」は処分した側にある。」である。

ウ よって、原処分は不当であり、開示請求の手数料納付にかかわる振 替手数料等がかからない方法を求める。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経過

平成29年4月20日に、特定年金事務所において、処分庁に対して、 本件請求文書の開示請求がなされた。

特定年金事務所の窓口において、法人文書開示請求書を受け付けるも、 開示請求手数料の振込明細書の写しの添付がないため、補正依頼を行った が、開示請求手数料の振込明細書の写しの送付はなかった。

平成29年5月17日に、同月29日を期限として、再度補正依頼を行ったが、回答はなかった。

そのため、処分庁は、同年6月5日に、開示請求手数料について2回に わたり納付の依頼(補正依頼)を行ったが、補正期限までに納付がなされ なかったことから、開示請求に形式的な不備があるとして、不開示決定 (原処分)を行った。

平成29年6月21日に、原処分は不当であり、開示請求の手数料納付にかかわる振替手数料等がかからない方法を求めるとの理由により審査請求が行われた。

## 2 諮問庁としての見解

開示請求をする者については、法17条1項に規定されているとおり、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料を納めなければならないとされており、同条2項において、前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律16条1項の手数料の額を参酌し、独立行政法人等が定めるとされている。

機構は、日本年金機構情報公開手続細則(以下「細則」という。)を定めており、細則10条1項において、手数料の額を法人文書1件につき30円と定め、同条3項において、手数料は機構が指定した銀行口座への振込みによる納付により機構に納付しなければならないとされている。

また、細則11条において、開示請求に係る手数料を開示請求者等が納

付するに当たり必要な振込手数料等の経費は、開示請求者等の負担とすることとされている。

よって、独立行政法人等が定めた開示請求手数料の納付方法に従わずに 開示請求された本件について、2回にわたり納付依頼を行ったが、期限ま でに納付がなされなかったことを理由に、開示請求に形式的な不備がある として行った原処分は妥当である。

#### 3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件審 査請求は棄却すべきものと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年7月10日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年8月10日 審査請求人から意見書を収受

④ 同月31日 審議

⑤ 同年9月19日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は,「特定年金事務所における窓口相談の担当者配置方法。 その経費。」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、審査請求人に対し、開示請求に必要な手数料の納付を求めた ものの、これが納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備(開 示請求手数料の未納)があるとして、相当の期間を定めて補正を求めた。 しかし、審査請求人による補正が行われなかったため、処分庁は原処分 (不開示決定)を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているものと解される 審査請求を行っており、諮問庁は原処分を妥当であるとしていることから、 以下、原処分の妥当性について検討する。

- 2 原処分の妥当性について
- (1) 開示請求手数料納付に係る補正の求めについて
  - ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し補正の求めに係る経緯について確認させたところ、以下のとおりであった。
    - (ア)特定年金事務所は、開示請求書に、開示請求手数料の納付に係る 銀行口座への振込みを証明する「振込明細書の写し」が添付されて いなかったことから、平成29年4月20日付けの文書により、開 示請求者である審査請求人に対し、開示請求手数料の振込先となる 2件の銀行口座の口座番号等を明示しつつ、銀行口座への振込みに よる開示請求手数料の納付及び「振込明細書の写し」の特定年金事

務所への送付を求めた。

- (イ)なお、上記(ア)の文書は審査請求人に対して普通郵便で郵送したほか、審査請求人が、平成29年4月21日に特定年金事務所に来訪した際に、特定年金事務所の担当者が、審査請求人に対して、 当該文書の内容を口頭で伝達した。
- (ウ)上記(ア)及び(イ)に対し、審査請求人は、何ら応答をしなかったことから、特定年金事務所は、上記(ア)と同様に、開示請求 手数料の振込先となる2件の銀行口座の口座番号等を明示しつつ、 開示請求手数料の納付等を行うよう、平成29年5月17日付け 「法人文書開示請求書の補正について(依頼)」により、相当の期間(12日)を定めて補正するよう求めた。
- (エ)なお、上記(ウ)の補正依頼の文書は、特定記録郵便により審査 請求人に送付した。
- (オ) しかしながら、審査請求人は、上記(ウ)の補正の求めに対して も、何ら応答をしなかったことから、処分庁は、平成29年6月5 日に原処分を行った。
- イ 当審査会において諮問書に添付された審査請求人に対し補正を求め た文書及び諮問庁から提示を受けた上記ア(ウ)の補正依頼文書に係 る記録の内容を確認したところ、その内容は諮問庁の上記ア(ア)、 (ウ)及び(エ)の説明のとおりであると認められ、諮問庁のその余 の説明にも特段不自然、不合理な点はない。そして、そのほか諮問庁 の上記アの説明を覆すに足る事情は認められない。
- ウ そこで検討すると、処分庁が審査請求人に対して行った形式上の不備に係る補正の求めは、開示請求手数料の振込先となる銀行口座の口座番号等の情報を提供しつつ開示請求手数料の納付を求めるものであり、定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、処分庁の補正の求めは、法4条2項の規定の趣旨に照らして相当であると認められる。
- (2) したがって、本件開示請求には、法17条により納付を要する開示請求手数料の未納という形式上の不備があるところ、上記(1)のとおり、処分庁による相当の期間を定めた補正の求めによっても、その不備は補正されなかったと認められるから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として、原処分を行ったことは、妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書(上記第2の2)において、「開示手数料を納付するため、口座振替により、振替手数料を請求人に負担させる事で開示請求そのものが、できないのは、情報公開制度そのものを否定するものである。」、「「開示請求に形式な不備があるとし」とあるが、

「不備」は処分した側にある。」などと主張する。

これに対して、諮問庁は、理由説明書(上記第3の2)において、法17条1項に基づき、機構が、細則10条3項及び11条の規定のとおり、開示請求手数料を銀行口座への振込みにより機構に納付すること及び開示請求手数料の納付に係る振込手数料等の経費を開示請求者等の負担とすることと定めたものである旨説明する。

諮問庁から細則の提示を受け確認したところ、開示請求手数料の納付方法及び当該方法により発生する振込手数料等の経費の負担者については、諮問庁の上記説明のとおりであると認められるから、審査請求人の上記主張には理由がない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子